瀬戸市選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法第2条の選挙における指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めた件(平成13年瀬戸市選挙管理委員会告示第14号)の一部を次のように改正する。

平成26年6月2日

瀬戸市選挙管理委員会 委員長 加藤唐三郎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
指定投票区	指定関係投票区	指定投票区	指定関係投票区
市役所投票区	道泉投票区 深川投票区 古瀬戸	市役所投票区	道泉投票区 深川投票区 古瀬戸
	投票区 東明投票区 祖母懐投票		投票区 東明投票区 祖母懐投票
	区 原山台投票区 萩山台投票区		区 原山台投票区 萩山台投票区
	八幡台投票区 陶原投票区 長		八幡台投票区 陶原投票区 長
	根投票区 效範投票区 東山投票		根投票区 效範投票区 南山投票
	区 松原投票区 水南投票区 水		区 松原投票区 水南投票区 水
	野投票区 西陵投票区 東長根投		野投票区 西陵投票区 <u>曽野投票</u>
	票区 十軒家投票区 掛川投票区		区 十軒家投票区 <u>鹿乗投票区</u>
	山口投票区 菱野投票区 新郷		山口投票区 菱野投票区 新郷投
	投票区 本地投票区 赤重投票区		票区 本地投票区 <u>坂上投票区</u>
	<u>品野投票区</u> 窯投票区 <u>上品野</u>		<u>品野投票区</u> 中品野投票区 <u>上品</u>
	投票区		野投票区 上半田川投票区 下半
			田川投票区 定光寺投票区 赤重
			投票区 窯投票区

附則

この告示は、平成26年12月1日から施行する。